

## 建築基準法第7条の5による検査の特例を受ける場合

### 工事写真が必要となります！

○ 埼玉県では、検査の特例を受ける場合、監理者が適切に工事監理を行っていることを確認するため、完了検査申請書に工事写真を添付して提出していただくことといたしました。

※ シックハウス対策に係る種別(F☆☆☆☆等)写真の提出は不要となりました。

1 基礎の配筋の工事終了時（3枚程度）

- 基礎配筋の全景
- 基礎の配筋形状がわかるもの

2 構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時（4枚程度）

- 柱、筋交い、耐力壁の全景
- 仕口、継手金物等の施工状況がわかるもの

3 屋根の小屋組の工事終了時（3枚程度）

- 小屋組の全景
- 火打梁、母屋等の接合部がわかるもの



埼玉県のマスコット  
コバトン

#### 留意事項

- ・写真には表示板（工事名、撮影年月日、撮影部位を記入）を含めて撮影してください。
- ・提出部数は1部として完了検査申請書に添付してください。
- ・他の特定行政庁、限定特定行政庁では対応が異なる場合がありますので個別にご相談ください。